



# 新型コロナウイルス関連情報

区は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントなどの中止や施設の休館などを決定しました。  
区民の皆さんは、引き続き最新の情報を確認しながら、手洗いや咳エチケットなどの感染予防をお願いします。

外国人のみなさんへ For foreigners

Read the measures against the new coronavirus

この新聞を10言語で読むことができます

<https://www.catapoke.com/search/?keyword=Katsushika-city>



## 新型コロナウイルスに関する相談先

咳や発熱、強いだるさなどがある方は  
まずご相談ください

咳や発熱(37.5度以上)が4日以上続く場合や、息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、医療機関を受診する前に次の相談先にご連絡をお願いします。お話を伺った上で、検査が必要な方は医療機関をご案内します。

※高齢者や基礎疾患などのある方は、上記の状態が2日以上続く場合、ご相談ください。

### 帰国者・接触者電話相談センター

葛飾区

☎3602-1376

月～金曜日(祝日を除く)  
午前8時30分～午後5時15分

東京都

☎5320-4592

月～金曜日は午後5時～翌午前9時、土・日曜日と祝日は終日

### 一般相談

葛飾区

☎3602-1399

月～金曜日(祝日を除く)  
午前8時30分～午後5時15分

保健センター(7面上欄参照)および、保健予防課(☎3602-1238)でも相談に応じます。

東京都

多言語による相談(日・英・中・韓)  
☎0570-550571(ナビダイヤル)

毎日(午前9時～午後9時)

聴覚障害のある方など FAX5388-1396

厚生労働省

☎0120-565653(フリーダイヤル)

毎日(午前9時～午後9時)

## 新型コロナウイルスに感染しないようにするために

次のような通常の感染予防が重要です。また、顔に触らない、十分な睡眠と食事を心掛けて免疫力を高める、できる限り混雑した場所を避けるなどの対策をしましょう。  
【担当課】 保健予防課

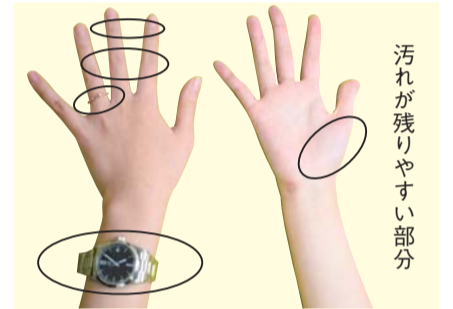
### 手洗い

帰宅時などにかかわらず小まめに手を洗いましょう。流水と石けんで15秒以上手を洗い、水分を十分に拭き取りましょう。

手を洗えない場合は、手指消毒用アルコール製剤(エタノールなどを60～80%程度含む物)による消毒も効果があります。

正しい手の洗い方

- ①時計や指輪を外す
- ②石けんを泡立て、手のひらをよくこする
- ③手の甲を伸ばすようにこする
- ④指先、爪の間を念入りにこする
- ⑤指の間を洗う
- ⑥親指と手首をねじり洗いする
- ⑦流水で洗い流す
- ⑧清潔なタオルなどで拭き取って乾燥させる



汚れが残しやすい部分

### 咳エチケット

周りの人への感染を予防するために、次の咳エチケットを行いましょう。特に職場や学校など不特定多数の人が集まるところで実践することが重要です。

①マスクを着用する(口・鼻を覆う)



②マスクがないときはティッシュ・ハンカチなどで口や鼻を覆う



③とっさのときは上着の内側や袖で口や鼻を覆う



## 区への対応について

### 3月末までのイベントなどを原則中止

区が主催する3月31日までのイベント・行事の原則中止または延期を決定しました。中止または延期となったイベントなどは、区ホームページをご覧になるか、はなしょうぶコール(☎6758-2222)へお問い合わせください。

### 施設の休館および施設利用の一部休止

3月31日まで(一部除く)の施設の休館および施設利用の一部休止を決定しました。詳しくは、2面をご覧ください。

### 区施設利用キャンセル時の使用料還付

2月28日～3月31日に区施設の利用を予約している方が、新型コロナウイルスを理由にキャンセルした場合、使用料を還付します。

### 区立小・中学校、幼稚園、特別支援学校の臨時休業

3月2～25日を臨時休業とし、原則小学1～3年生については、やむを得ない理由がある場合に限り、学校で預かることとしました。卒業式は規模を縮小して実施します。

### 児童館併設の公立学童保育クラブの対応

自宅での保育が原則ですが、保護者の就労などで利用する場合は、3月2～25日の間、午前8時30分から受け入れます。

### 新型コロナウイルス対策緊急融資の新設

新型コロナウイルスの影響により事業活動で影響を受けた、または受けた可能性のある区内中小企業・小規模事業者を対象に、資金繰りを支援するため、特別融資「新型コロナウイルス対策緊急融資」を新設しました。要件など詳しくは、2面をご覧ください。

### 住民税の申告期限の延長

所得税などの確定申告の申告期限が延長されたことに合わせ、住民税の申告期限を4月16日(木)まで延長します。

【担当課】 税務課 ☎5654-8550

### 各種証明書などの郵送請求について

以下の手続きなどは郵送でも受け付けています。

- ▶住民票の写しの発行
- ▶戸籍に関する証明書の発行
- ▶転出届

【担当課】 戸籍住民課 ☎5654-8191～2

その他にも、郵送や電子申請など、窓口以外で行える手続きがあります。詳しくは、区ホームページをご覧になるか、はなしょうぶコール(☎6758-2222)にお問い合わせください。